

第8回法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会 議事録

- 1 日時 : 平成22年12月14日（火）13:57～15:44
- 2 場所 : 総務省共用会議室4（中央合同庁舎第2号館低層棟1階）
- 3 出席者 : （構成員）谷藤悦史座長、郷原信郎座長代理、江川紹子委員、三上徹委員、
山田昌弘委員
(総務省)内山総務大臣政務官
田中行政評価局長、新井官房審議官、讃岐総務課長、松本評価監視官、城代政策評価審議室長、細川調査官
(オブザーバー)階前総務大臣政務官
- 4 議題 : (1) 総務省が行う政策評価の在り方、方法等について
(2) 研究会の検討結果の取りまとめ案について

5 議事

【谷藤座長】 本日は櫻井委員が所用でご欠席でございます。残りの方が全員お集まりいただきましたので、定刻の少し前でございますけれども、第8回研究会を開催したいと思います。

本日は、総務省が行う政策評価の在り方、方法等と、研究会の検討結果の取りまとめ案について、この二つが議題でございます。

まず、総務省が行う政策評価の在り方、方法等につきまして、前回の検討結果を踏まえて事務局が資料を修正しましたので、その説明を聴取した後に、委員から意見を交換していただきたいと思います。

【松本評価監視官】 それでは、事務局から、お手元の法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書案に沿って、ご説明申し上げます。

まず、追加した資料ですが、資料1（研究会の開催要綱）、資料2（研究会の検討経過）及び資料21（ヒアリング対象者の主な意見等）を追加しております。資料21のうち、匿名の方については、内容及び報告書への掲載について本人の了解を得ております。

次に、報告書案の修正箇所ですが、法科大学院の教育内容及び教育方法の現在の状況の項に、法科大学院の標準修業年限での修了認定率の状況を追加いたしました。階前政務官から前回ご指摘のございました、法科大学院での厳格な修了認定の実施状況に関するデータを記載したものです。それをみますと、法科大学院全体の標準修業年限での修了認定率

は、18年度は80.6%でしたが、低下してきており、21年度は75.9%になっております。

それから、江川先生の前回のご指摘を踏まえて、多様な人材の確保状況に関するデータとして、新司法試験の合格者に占める非法学部出身者の人数と割合のデータを追加しております。それをみますと、法学既修者のみが受験した18年を除きますと、19年は22.3%でしたが、漸減傾向にあり、22年は19.0%となっております。他方、平成13年から17年の間の旧司法試験合格者に占める非法学部出身者の割合は、13%から18%の間で推移しております。

次に、法科大学院の入学定員の見直し状況について、平成23年度の見込みに関するデータが入手できましたので、それを追加いたしました。それをみますと、平成23年度は、これまで入学定員の削減をしていない法科大学院を中心に検討されており、最大であった17年度に比べ△1,254人（△21.5%）減の4,571人となる見込みとされています。

次に、研究会での指摘の項に、前回の皆様のご議論を踏まえて、法曹養成制度について現在生じている問題を国民の前に明らかにし、国民的議論を喚起していく必要があるとの認識で一致したということ、問題点を3点例示して、追加いたしました。問題点の1点目は、法曹人口の拡大を目指すとしているが、法曹志願者数は大幅に減少しており、また、司法試験合格者数年間3,000人目標は未達成となっているということです。2点目は、法科大学院の修了者の相当程度（約7～8割）が新司法試験に合格できるよう努めるとしているが、毎年の合格率は減少傾向で、平成22年は25.4%、また、修了者の累積合格率は、17年度修了者が69.8%（法学既修者のみ）、18年度修了者が49.1%になっているということです。3点目は、多様な人材を多数法曹に受け入れるとしているが、平成22年の法学部以外の学部出身者の割合は、法科大学院入学者の21%、また、新司法試験合格者の19%となっているということです。

それから、各委員の方からのご指摘について、前回の研究会で新たに出されたご意見を追加するとともに、皆様からご提出いただいた修正意見に沿って、必要な修正を行いました。

それから、総務省が行う政策評価の在り方、方法等の項について、前回のご議論を踏まえて、必要な修正を行いました。総務省が政策評価を行うに当たっては、第三者的立場から、総務省らしい評価を行うことが必要であり、関係府省等の取組が不十分とみられる新司法試験の不合格者に対するケアの問題や弁護士等を利用する側からみた制度改革の効果など、「利用者の視点」からの評価が求められているとしております。

また、評価の目的の項について、評価に当たっては、フォーラムの動向に留意しつつ、衆議院法務委員会の決議において法曹養成制度の在り方全体について速やかに検討を加え、順次必要な措置を講ずることとされたことを踏まえ、当該検討に資するよう、早期の調査・分析に努めることが必要であるとしております。

それから、評価の対象とする政策の項について、司法修習については、最高裁判所が所管するところであるが、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るとされていることを踏まえ、その必要とする範囲で調査することとが必要であるとしております。

それから、予備試験については、平成23年度から実施されるため、本政策評価の実施段階では施策の効果を測定できない状況にあるが、今後の予備試験の実施状況に留意しつつ評価することが必要であるとしています。

それから、評価の手法の項について、別紙2に記載した方法を参考に、更に効果的・効率的なデータの収集・分析等の方法を検討して実施することが必要であるとしています。

それから、別紙1及び別紙2についても、前回研究会のご議論を踏まえ、必要な修正を行っております。

事務局からのご説明は以上でございます。

【谷藤座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、始めに総務省が行う政策評価の在り方、方法等について、まずご発言をお願いしたいと思います。

【階前総務大臣政務官】 全体的によくまとめていただいていると思うのですが、その上での要望なのですが。先ほどのご説明ですと、関係府省等の検討に資するようというところで、なるべく早く評価を取りまとめるのだという意味を込めているという趣旨だったと思うのですが、ここは時期を明示的に入れていただいた方がより我々としてはよいのではないと思うのですが。時期は明確にはできませんでしょうか。

【松本評価監視官】 評価に当たっては、法務委員会の決議等を踏まえ、当該検討に資するよう早期の調査、分析に努めることが必要であるとしていますところ。時期の明示の問題ですが、現在フォーラムの動向がよく見えておりませんし（法務省でも検討中ということですが）、法務委員会の決議に対する検討につきましても、これから本格的にやらなくてはいけないと考えているといった状況でして、これらの検討の状況がどうなるのかというのが、必ずしも明らかになっておりません。仮にそれらの検討が早まるのであれば、総

務省の評価の時期も早める努力をしなければいけないと思いますし、それらの検討状況をにらみながら、それよりおくれることは当然避けなければいけないと思っております。

【階前総務大臣政務官】 法務省の報告が出てからもう半年になるわけだから、フォーラムが具体化していないとおかしいわけなのに、何も動きがないということは、そちらを当てにする必要はないと思うのですよね。もうこちらはこちらで具体的なスケジュールを立てて進めてしまえばいいと思うのですけれども。せっかくここまでよいペースで進んできたわけだから、ここでペースダウンする必要はないと思うのだけれども。

【松本評価監視官】 その点につきましては、評価局として来年度どのようなテーマに着手し、その動員体制をどうするのかということも含めて、今考えているところであります。このテーマにつきましては、来年4月から地方を動員することを検討しております。ただし、地方の動員につきましても、調査期間の短縮の余地を検討しているところです。先生方の早い時期にとのご指摘の趣旨は十分理解しておりますけれども、早期の調査分析に努めるということをご了解いただきたいと思います。

【田中行政評価局長】 評価を行う場合には、一連の手順、段取りを経て行うことになっていまして、通常の場合、標準パターンは1年でやることになっています。しかし、それを、前回より早くとのご指摘いただきましたので、どれだけ縮められるかということだと思っています。そのときの要素は、今年もまた全体オープンでもって、来年度に何をどうというテーマをやるかという話と、体制の見積もりの話をどう組み合わせて、どれだけ短縮するかという議論になると思います。ですから、調査に着手する段階で政策評価の審議会でご審議をいただくわけですが、その段階で期限が明示できるかどうか、そういうことではないかと私は思います。もちろん、今の段階ではいつまでにというのはなかなか明言するのは容易ではなくて、今申しましたような論点でもって検討させていただきまして、できれば調査スタートの時点でいつまでにやるということについてまた政務官にご相談して精査していただけないかと思うのですが。

【江川委員】 質問なのですが、だれに聞いたらよいかわからないのですが、法務省はフォーラムをつくって改善するということに対して、何かぐずぐずしている感じなのでしょうか。そうであれば、とにかくこっちのほうを早くやって、そちらも早くやってくださいということが必要だと思うのですよね。そこの雰囲気次第かなみたいな気がするのですが。

【階前総務大臣政務官】 私はそう見えますけれども。

【田中行政評価局長】 それこそ政治のほうのご判断がおりだと思しますので、あくまでも実務のほうで見た状況ですが、江川先生のお尋ねそのものについては私が判断する話ではないのですが、まずフォーラムで物事を整理しようという段取りはいわば政府全体で決めたような仕立てになっていますから、今おっしゃいましたように、やる気がないんじゃないとか、進みそうもないということであれば、政府全体、端的に言えば官邸と相談をして、こっちがやりますよと宣言をすとか、あるいはそこで仕切りをしてしまおうとか、そういう手続きが別途必要だと思います。

【江川委員】 そうすると、そのフォーラムのことも、政府の方針が変わればわからなくなっちゃう可能性があるわけですね。だったらこれはこれで、早く決めてどんどんやるという何かこうアグレッシブな表現がもう少しあったほうがいいということではないのですかね。

【田中行政評価局長】 やや技術的なご説明になるかもしれませんが、通常の場合、スタートから1年を目途にやっております、これをどれだけ短縮するかということがあります。また、階前政務官のご指摘で入れました法務委員会の決議への対応とフォーラムをどう組み合わせでどういう成果物を出すかというのが、法務省、文科省、あるいは政府全体の手順と時期を考える際の感覚なのですね。この11月に裁判所法を改正し、司法修習生の給費制を1年間延長したわけですが、その間のどこにはめるかということだと思います。そう極端に時期が遅れるということではないと思いますが、それまでの間のフォーラムの道行きについての見極めがどこかでできるのだろうか、その見極めができれば、どうするという物事の整理なり判断ができるのではないかと、私は受け止めています。

【谷藤座長】 6カ月間動いていないということは事実です。

【江川委員】 迅速という感じはしないですね。

【階前総務大臣政務官】 あちらの報告書は、我々が今回三つ問題点を指摘しましたけれども、あそこまで明示的には問題点指摘してないですね。当たりさわりのない表現にとどめている気がしていて、我々のほうがよほど世の中に対してインパクトのある報告書をまとめていると思うのですが。

【田中行政評価局長】 私が申し上げるのも変なのですが、あのときのあの報告書以降です、ある意味これだけはっきりしたものが政府側から出るのは初めてだと思います。

【江川委員】 もうちょっとこの早くというのを、何かこう表現として入れられないのですかね。何月何日までにと入れられなくても、とにかく急がなきゃだめなんだみたいな雰

囲気がもう少し出ていたほうがよいと思うのですけれど。

【階前総務大臣政務官】　　せっかくよい指摘をしたわけだから、それを早く最終的な評価につなげていければと思うのですが。

【田中行政評価局長】　　もしお願いできましたら、検討させていただけないでしょうか。座長ともご相談させていただけないでしょうか。全体を短縮するとしてもそこそこ時間がかかりそうなものは、座長がおっしゃいましたアンケートとか、意識調査みたいなものをするというところにわりかし時間がかかるかもしれません。そのあたりをどうこなすかという大きな論点もございますので。ただご議論はよく我々もわかっているつもりですから、座長ともご相談させていただきまして、最終的にはまた政務官にもご相談をして、その辺の表現ぶりを精査していただけないでしょうか。

【谷藤座長】　　流れといたしましては、フォーラムができるかどうかということよりも、先行的には作業したいともちろん思っておりますし、法務委員会の決議の問題よりも前に何らかの方向性を、政策評価としては出していきたいというようなことだけは、委員の総意でありますので、なるべくそういう方向に持っていきたいと思うのです。それらの検討が終わった後に、こちら政策評価の結果を出すなんていうことは全く政策論的に意味がありませんから、その前に出すということはどう表現するかということなのですから。そうなりますと、既存の政策評価の1年というスケジュールよりは、かなり前倒しでやらなければいけないということになります。

【階前総務大臣政務官】　　それから、前回私が、例えば日弁連とかも使って調査をかけたらどうかと申し上げたのですが、そういうのは難しいのですか。民間というか外部を使って調査を効率的に進めるというのは。

【松本評価監視官】　　アンケートにつきましては民間シンクタンクなどに外注するやり方もございますし、いろいろなやり方があろうかと思っています。階前政務官からご指摘いただいた、日弁連を使わないのかということにつきましては、恐縮ですがまだ日弁連に接触しておりませんので、返事をいただく段階にはありませんが、それも視野に入れたいと思います。

【階前総務大臣政務官】　　そうですね。そうすれば時間短縮に資すると思いますので。

【田中行政評価局長】　　座長からも先ほど物事を整理していただきましたけれど、表現をこのままにするかどうかも含めてご相談させていただきたいと思います。

【谷藤座長】　　はい。基本的には、他の検討より先行して何らかの成果を出すことを前

提にするということでございます。

それから、評価の対象とする政策のところですが、司法修習制度については、審議会意見書や連携法等において司法修習と法科大学院の教育や司法試験との連携を図るとされていることを踏まえ、その必要とする範囲で調査することが必要とされております。これについてはいかがでしょうか。

【松本評価監視官】 補足させていただきますと、最高裁判所は行政機関ではございませんので、評価法の対象になっておらず、調査結果に基づいて、最高裁判所に総務大臣が勧告をすることはできないということをご理解いただきたいと思います。ただし、法曹養成制度全体を評価するために必要な範囲で司法修習についても調査を行い、司法修習について、政府として取り得る措置があるならば、必要な措置を講じるべきと言う余地はあると思われます。

【郷原座長代理】 有機的連携の下に行うということももちろん重要なのですが、もともとこの二つは法曹養成の一環であり、密接に関連しているのですよね。連携してやろうがやるまいが（当然連携しないといけないのですけれども）、そもそも一つの法曹養成のプロセスの中に位置付けられる両制度なので、本来的に片方の問題を調査検討しようとするときに、一方の実情を把握しないわけにはいかないという、性格上そういうことだということが、まずあると思います。

また、司法研修所での修習が、本当に裁判官、検察官、弁護士、全体に対する世の中のニーズに対応したものになっているかどうかという問題が、もう一つあると思うのです。司法研修所の教育というのは、おそらく、世の中のニーズを全部カバーするための教育ではなくて、基本的に法廷司法についての教育が非常に大きなウェイトを占めているので、法科大学院でより実社会に目を向けた法律家の養成というのを充実させていかないといけないということになると思います。それをやっていないから、法科大学院修了者に対するニーズが高まっていかないのですね。修習をどうしろということに口を出すのではなくて、その教育がどうなっているのかということを調べることは必要だと思います。

【階前総務大臣政務官】 司法研修所の教育が社会的なニーズに合っていないとした場合、司法研修所の中の教育方法を変えていくという議論と、それとは別に、司法研修所を経ないで法曹になるルートを確立するという方向と二つあると思うのですよね。司法研修所の中の教育を変えるというのはまさに最高裁との兼ね合いでなかなか言いづらいことなのかなと思うのですが。別なルートをつくっていくという話は、最高裁とは関係なくできる

のかどうか。

【郷原座長代理】 それがソリスタ、バリスタ、非法廷弁護士という制度なのですね。

【階前総務大臣政務官】 そういう今までの政策の考え方に基づけば、そういうルートをつくるというのも一つあると思うのですが。そういう勧告というのは強すぎるのかもしれませんが、そういうことは言えるのでしょうか。最後の段階で。

【松本評価監視官】 検討の視点としてそこは念頭に置きたいと思いますが、政策評価でございますので、まずやるべきは、これまで関係府省が講じてきた施策の効果を測定し、その結果、本来手を打つべきところに打っていない、あるいは何もやっていなかったが、それではまずい、そこは大事なのだということが実証できれば可能だと思います。その実証の方法として、例えばインタビュー調査ですとか、アンケート調査ですとか、現状を改善するためにどんな手立てが考えられるのかというものを質問事項として掲げまして、そこが大勢を占めるとか、一定のデータが得られれば、こういった意見を踏まえて適切な検討がなされるべきだという方向付けはできないことではないのだろうと考えます。

【郷原座長代理】 そうだとすると、今の話は、司法研修所を出ない形での法曹資格をつくるかどうかは、これは裁判所の問題ではなくて、これは法務省あるいは法曹養成制度の問題ということになるのだろうか。

【谷藤座長】 法曹養成制度のプロセスをどのように設計するかという問題になっている。

【松本評価監視官】 ご指摘の点については、どんな調査ができるのか、よく考えてみたいと思います。

【谷藤座長】 全体的な印象を申しますと、プロセス管理と言いますが、そのプロセスをどう設計するかということについて、混乱が見られていて、最初の設計からすごく変質し始めているということがありますね。最近では、法科大学院が法学出身者プラス2というふうなプロセスを考えていくという方向に変わりつつある。昔は法学部などなくしてしまっていていいという議論だってあったわけですから。それはそれで3年間で養成して、そこでプロセスをやっていくのだという発想もあった。すごく変質している。最終的なプロセス管理の最後として、司法修習を置くのか置かないのかという議論も出てくる。それからどういような法曹人をつくるか、バリスタ、ソリスタの問題もありますけれど、それでプロセス管理を変えていくのかといういろいろな議論が出てくると思うのですね。

【郷原座長代理】 その観点で言うと、研究会の指摘の項に記載されている各委員の指

摘については、類似の事項が別の項目に分離されている例などがあり、再整理する必要があると思います。

【松本評価監視官】 違和感を感じていらっしゃるところをご指摘いただければ、対応させていただきたいと思います。

ここの考え方は、委員の共通認識ということではなく、各委員から様々な問題意識や意見が出され、それを整理したものとしております。これらの問題意識や意見は、国民や関係府省等の検討の参考としてもらいたいし、総務省行政評価局が評価を行うに当たっての検討の視点として活用していくことにしたいと考えております。

【郷原座長代理】 記載の順番に意味があるわけではなく、体系化したものでもない、それぞれ独立した意見であるということがわかるような工夫が必要ではないか。

【松本評価監視官】 それでは、各委員の個々の意見を並べたものだということがわかるような表現に修正いたします。

【谷藤座長】 確認になりますけれども、評価の観点についてですが、各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点からの評価を行うということが、ここの研究会の最終的な結論であったということによろしいでしょうか。また、評価方式については総合評価方式によることとし、評価手法については、総務省らしい評価を行うため、効果的、効率的なデータ収集を行い、従来法務省、文科省でやっていたような専門家だけと言われる検討から少し離れた、外部評価の視点を盛り込んでもらいたいというのが大きな流れであると私は解釈しておりますけれども、これらの点については、これによろしいでしょうか。三上先生や山田先生とか江川さんが来てもらった理由はまさにここにあるという感じで。山田先生、何かございますか。

【山田委員】 わかりました。

【階前総務大臣政務官】 総務省らしい評価というのは、利用者の視点からの評価とはまた別の概念で使っているわけですね。

【山田委員】 利用者の視点の中に、弁護士等を利用する人だけでなく、法曹を志望する人、法科大学院を利用する人にとってよい制度かどうか、というところを入れていただければと思います。

【谷藤座長】 それも実は含んでおりまして、さまざまないろいろな法律家ですとか、法曹養成人ができるだろうと。それらの人たちが利用するということもあるし、法曹養成制度も利用するという。

【山田委員】 確かに読めば、新司法試験不合格者に対するケアというところも、利用者だとわかるのですけれども、両方明確にしていいただければと思います。

【松本評価監視官】 はい。

【谷藤座長】 実際に通っていらっしゃる方々のヒアリングをしたということはまさにそういうことで、実際に利用している方がどんな課題を持っていたのかということの把握だったわけですから。

【階前総務大臣政務官】 総務省らしい評価というのが、一般の人にとってはぴんと来ないと思うのですが、私が考えるに、まず第三者的立場、それから政策評価を専門的にやっているのだということが総務省らしさを意味しているのかなと思っているのですけれども、どういう意味で使っていますか。

【松本評価監視官】 その二点のご指摘に加え、制度所管官庁における検討や取組がこれまで十分なされてこなかった、そこに光を当てるのが総務省らしい評価ではないかと考えております。十分行われてこなかった例として、新司法試験の不合格者へのケア等の問題があり、それから、どうしても関係府省等の議論は法曹関係者の中の議論にとどまっていたのではないかと、そこをもう少し広げて、利用者の視点から幅広く見ることが総務省らしい評価につながるのではないだろうかと考えています。

【階前総務大臣政務官】 さっきの山田先生からのご指摘もそうだと思うのですけれども、要は言葉を端的にし過ぎちゃって、どういう意味なのかわかりづらくなっているので、今の議論を踏まえてもう少し書き下してもらっていいですかね。

【松本評価監視官】 総務省は、他省庁とは異なる役割として、政策を所管しない第三者的な立場ということと、評価専門機関としての専門的な知見を有する評価を行うということがあるわけですが、それに加えて、法曹養成制度改革に関する政策について、政策所管省庁とは違った総務省らしさを出す必要があるのではないかと考え、それは、法務省や文科省がこれまで十分取り組んでいなかったところに光を当てた評価をすることが重要なのではないかと考えた次第です。

【階前総務大臣政務官】 説明しなくても、読めば一読即解になるような文章にしていただければ結構です。

【田中行政評価局長】 今、階前政務官のご指摘の中で、政策評価法を専ら所管する総務省としてというお話しになったのですけれども、それ自体が一体何を意味するのか、どういう要素なのかというものはっきりしないですね。それも含めて書き下す格好で検討

させていただきます。

【階前総務大臣政務官】 説明したこと自体には異存はありませんので、要はそれを文章でわかりやすくしていただければ。

【松本評価監視官】 わかりました。

【谷藤座長】 何で総務省がという意見が出されることに対する反論でもあります。

【階前総務大臣政務官】 それは大事なことで、我々が権威を持ってやっているということを示さないと、単に雑音のようにとられるとだめなので。ちゃんと権威づけのためにもここは明確に記しておいたほうがよいと思います。

【谷藤座長】 そのこのところの検討をお願いします。

【松本評価監視官】 はい。

【谷藤座長】 それから政策の体系（イメージ図）と評価チャートについてですが、このような全体のフレームで、やっていただきたいというのがこの研究会としての評価委員会への提言ということになりますけれども。ここにつきまして何かご意見ありますでしょうか。

【松本評価監視官】 すみません、事務局からのご説明が漏れておりました点を補足させていただきます。今後の段取りでございますが、本日のご議論を踏まえ、座長と座長代理にご相談の上必要な修正を行い、来週遅くない時期に、座長と座長代理から内山政務官に報告書をご提出いただき、その後速やかに記者会見をするという運びを予定しております。また、12月27日に予定されている政策評価分科会に、この研究会の報告書をご説明することとしております。

【谷藤座長】 そこでご議論いただいたのちに、総合評価に入るといようなスケジュールということになるわけですね。

【松本評価監視官】 はい。事務局としては現時点そのように考えております。

【江川委員】 評価チャートで、新たな活動領域での法曹需要はどの程度あるかという設問がありますが、それだけじゃなくて、むしろそういう需要をちゃんと掘り起こす努力がどれだけなされていたのかなという気がします。例えば法務省なんかは検察官をどんどん重要なポストに採用しているけれども、むしろこういう司法試験に受かった人たちをどんどん採用して、その中で育てていくということが本当は必要なんじゃないかと思うのですよね。そうじゃなくて、検察官持ってきたり、裁判官持ってきたり、持ってくるのが悪いとは言いませんけれども、はっきり言うと、検察官だらけですよ。法務省の中っ

て。それをすごく感じて。こういう試験を受けた人たちをどんどん活用するということが、本当はこの制度ができたときに期待されていたのではないかなと思うのですけれど。それだけ検事がたくさんいるということは、つまり人がいないからとりあえず検事さんをということだったはずなのに、その検事さんのポストを守るために、こういう人たちが十分活用されていないのではないかという感じもするのですよね。だからそういうところの努力がちゃんとされてきたのかどうかというの。むしろ活用する努力が求められるのではないかという感じがするのですけれど、どんなものでしょうか。

【松本評価監視官】 そこは検討させていただきます。ただ、需要というのは掘り起こすものなのかと江川先生がいわれた問題もありますし、他方、人事院では公務員の採用試験に、新司法試験合格者を対象とする試験を、Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験とは別に設けております。そういった取組がどの程度行われているのかということは調査したいと考えており、江川先生のご指摘の点については、この部分に含まれているとお考えいただきたいと思います。

【江川委員】 だったらいいです。

【谷藤座長】 今までそのようなデータをきちっと整理していったということはないので、是非それは整理していただきたいと思います。

階政務官は、所用があるということなので、階政務官、ご退席の前に何かご意見ございましたら。

【階前総務大臣政務官】 いえ、いろいろと私からも言わせていただきました。本当に皆様にはご協力いただきましてありがとうございます。お先に失礼します。

（ 階前総務大臣政務官 退席 ）

【谷藤座長】 それでは、総務省が行う政策評価の在り方と方法の大きなフレームについては、大体よろしいでしょうか。

続きまして、研究会報告書の内容及び案について、何かありますでしょうか。三上先生、どうでしょうか。

【三上委員】 私からは結構でございます。

【山田委員】 一つよろしいでしょうか。多様な人材という形でうたっているながら、結局学校は単一のシステムになってしまっているというところが、すごいギャップを感じたということですね。夜間は2大学しかないとか、2年、3年で出なくてはいけないであるとか、そういう形で。働きながら学ぶとか、例えば4、5年ゆっくり学ぶとか、そういう

多様な学びの形が保証されていない。逆に文部科学省などではいろいろな形が入ってもいいよというふうに、大学には言っているにもかかわらず、逆に法科大学院に関しては、一斉に入って2年か3年でフルタイムでやってということを全く崩さないというのは、何か逆行しているような気がいたしました。

【郷原座長代理】 中には、夜間5年コースというのがあります。

【山田委員】 あることはあるけれどそれほど普及はしていない。

【郷原座長代理】 結局。司法試験の問題になってしまうのです。5年間ずっと働きながらやってきてそれだけで受かるのかというと、最後はやめなきゃ受からないというのが大体常識になっているのですね。

【山田委員】 それは司法試験というのは単位認定みたいではなくて、一発一回きりだけでやるというところにすべて集約されていると。

【郷原座長代理】 そうですね。そこは。

【山田委員】 司法修習は裁判所の管轄というのは何で決まっているのでしょうか。

【松本評価監視官】 裁判所法です。

【郷原座長代理】 やっぱり法廷司法なのですよ、考えた方が。

【江川委員】 二回試験というのは、だれがやるのですか。裁判所がやるのですか。

【松本評価監視官】 最高裁判所におかれる司法修習生考試委員会が行うとされているようですが、調べた上でご連絡申し上げます。なお、司法試験は、裁判官、検察官、または弁護士等になる者に必要な資格を判定することを目的とする国家試験だと言っていますから、それに受かってから裁判官として採用するのか、検察官として採用するのか、弁護士事務所が弁護士として採用するのかというのは採用者の権限と考えられます。

また、裁判所法をみますと、司法修習生は司法試験に合格したものの中から最高裁判所がこれを命ずる、と書いてあります。

【江川委員】 命じておいてお金払えなんて。

【山田委員】 採用はそうなのですが、弁護士として活動するためには司法研修所を卒業しなくてはいけないわけですね。卒業するというものの管轄、権限は裁判所があるということなのですね。

【江川委員】 ここで落ちちゃうと弁護士にもなれないのですか。

【郷原座長代理】 追試があって、3カ月後に受験する機会が与えられて、それでダメだったときどうだったかな・・・。

【松本評価監視官】 確か、そこで落ちた人は、来年もう一回司法修習生として採用されるかどうかの判定が行われると聞いています。

【谷藤座長】 内山政務官も次の会議が控えておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

【内山総務大臣政務官】 これから政務三役の会議が始まりますので、私はこれで中座をさせていただきます。谷藤座長を始め委員の皆様にはお忙しい中8回も会議を重ねていただきまして本当にありがとうございます。立派な報告書を取りまとめていただきたいて考えておりまして、広く公表するとともに、総務省としてこの検討結果を踏まえ、第三者的、利用者の視点、法務省、文科省が行わなかったことに光を当てる政策評価に取り組んでまいりたいと思います。今後とも総務省に対するご意見、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

【谷藤座長】 どうもありがとうございました。

(内山総務大臣政務官 退席)

【山田委員】 予備試験に関してですが、予備試験が受かった人に関しては、課される司法試験というのは同じものだと考えてよろしいですね。となると、点数調整はもちろんなされないと考えてよろしいのですよね。予備試験は何人、あちらは何人というような調整はしないというか、できないと考えてよろしいのですよね。

【松本評価監視官】 現在そういう考え方は、示されておられません。

【郷原座長代理】 おそらく三振者がかなりの数予備試験を受けるのではないかと思いますのですよ。あきらめきれない三振者が。そうすると三振者というのは、法科大学院は修了しているわけですから、法科大学院修了者と同程度の学力はあるはずなのですよね。何で予備試験受けなくちゃいけないのかというのが、本当はよくわからないのですよ。法科大学院を修了しているのに、三振をしたことによって司法試験受験資格が阻却されているのですよね。それが予備試験に合格することによって復活するのだと思うのですよ。だからわけのわからない制度なのですね。

【三上委員】 予備試験を1回通ったら司法試験は3回受けられるのですか。

【細川調査官】 予備試験のほうも法科大学院の修了者と同様に5年3回の受験回数制限がございます。

【三上委員】 法科大学院に入り直す必要なくなるかもしれないということですか。

【谷藤座長】 そうですね。予備試験に通れば、法科大学院に全く行く必然性はないの

ですよね。

【松本評価監視官】 司法試験の受験資格として、二つの道を用意するということだと承知しております。

【山田委員】 司法試験は全く同一のものを課すわけですよね。そうすると法科大学院に行かずに、予備校に通ってという道も十分あり得るし、合格点数が同じだとすると差別されることはないということですよね。

【郷原座長代理】 あまり予備試験を難しくしてしまって、予備試験合格者の合格率が法科大学院修了者より圧倒的に高くなると、絞り過ぎではないかということが問題になってきますよね。最終的には経済合理性の問題になっていく、法科大学院の付加価値がなければどんどんバイパスの方に皆が向かっていくということになりますよね。

【谷藤座長】 そうしたら、予備試験の塾と司法試験の塾といわれるようなものが出てきて、法科大学院にお金をかけるコストを予備試験の塾にかけることになるのです。

【三上委員】 受験に関係ない科目は勉強しなくていいのですからね。

【江川委員】 予備試験というのはどういう試験なのですか。

【松本評価監視官】 予備試験は、まず短答式試験があり、それに受かりますと論文式試験があり、次に、口述試験があります。

【江川委員】 それじゃ司法試験と同じじゃない。

【松本評価監視官】 短答式試験についての従来との違いは、法律科目のほかに一般教養科目が入っていることだと言われております。それから、日程については、出願期間が12月1日から14日までで、短答式試験が平成23年5月15日、それに合格すると、論文式試験が7月17日から18日、それに合格すると、口述試験が10月28日から30日に行われ、最終合格発表は11月10日となっております。その合格者の方々は翌年の新司法試験を受験するということになっているようでございます。

【江川委員】 1年がかり。

【山田委員】 予備試験のほうが本試験よりもていねいに見てくれるということですか。

【郷原座長代理】 法科大学院のプロセスを一応カバーした試験になっているわけですね。だから口述も必要だということなのですよね。

【江川委員】 なんでそんな1年がかりにしなくてはいけないのですかね。

【谷藤座長】 一発合格ではない、プロセス管理ということ。ある方は、司法試験のミニチュア化をして、時間幅を設定したと言っています。司法試験のミニチュアをほぼ1年

間かけてクリアしてくださいということです。

【江川委員】 試験問題は公表されるのですか。

【松本評価監視官】 よく承知しておりますが、司法試験の問題は公表されておりますので、予備試験の問題も公表されるのではないのでしょうか。注目されているのは、予備試験に何人合格するのだろうかということです。

【江川委員】 司法試験の合格者の目標が3千人とかそういうふうに、予備試験の合格者の目標は何人というのは出ているのですか。

【松本評価監視官】 出ていません。

【江川委員】 じゃあやってみないとわからないんだ。これを受ける人はどのくらいとったら受かるのかとか、何番以内に入ったら受かるのかとか、どっちもわからないままやるわけですか。これはかわいそうですよね。何に向かってがんばればいいのかよくわからない。

【谷藤座長】 議論はつきないところですが、報告書の内容について、何かこの部分だけでももう少し加えたほうが良いという点がありますでしょうか。もしありましたら早急に事務局にお知らせいただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

【谷藤座長】 それでは、報告書の内容につきましては、本日の議論を踏まえて必要な修正を行っていただきたいと思います。最終的な報告書については、委員の皆様に一たんお返しするのですか。その時間的な余裕はありませんか。

【松本評価監視官】 できるだけこういう形に直しましたというご報告はさせていただきたいと思いますが、基本的には座長と座長代理にご相談させていただいて、ご了解いただくということをお願いできればと思っております。

【谷藤座長】 私と郷原さんを見て、もう一度ここは委員の重要な発言にかかわるところですからここだけは確認願います、という手続きでよろしいでしょうか。ということであれば、私と郷原座長代理と相談の上、対応させていただくという形で最終的に仕上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それから今度は研究会の議事録の公表の問題がございます。次の条件を付した上で、基本的には議事録も公開したいと考えております。一つはヒアリング対象者のうち、匿名希望者の部分は公開しないこととする。

【山田委員】 匿名希望者のすべての発言を公表しないということですか。

【谷藤座長】 ではありませんで、匿名希望者の主な意見については、本人の了解を得

て、報告書の資料編に掲載しております。

それから、各委員の発言のうち、議論の流れや発言全体の真意が十分酌み取れていない、適切な意図が伝わっていないところや公開することにより支障が生じると考えられる部分がありましたら、必要な修正を行った上で、公開するというところでございます。各先生方の確認が終了した後に速やかに総務省のホームページに掲載することになります。

【谷藤座長】 報告書の公表等はどのように行うのですか。

【松本評価監視官】 座長と座長代理にご相談したいと思いますが、事務局としましては、報告書のほかに概要版を作成し、それを基に、座長と座長代理に記者会見を行っていただいてはどうかと考えております。概要版の内容は座長と座長代理にご一任いただければと思っております。その後、直ちに、総務省のホームページにアップすることを予定しております。その際、郷原先生からご提案のありました、報告書の内容に関する国民からの意見募集を1か月程度行いたいと思っております。

【谷藤座長】 以上の点について、何かご意見はございませんか。よろしいでしょうか。そういう流れで進めたいと思います。ありがとうございました。

それでは以上を持ちまして、第8回の研究会を修了したいと思います。各委員の皆様におきましては、ご多用のところ長期にわたり、ご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。心から御礼を申し上げたいと思います。本日の内容につきましては、この後、私と郷原先生で記者会見をしたいと思います。